

## 計算書類に対する注記（不動産貸付事業拠点区分用）

### 1. 重要な会計方針

#### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価法は移動平均法による原価法で行っています。  
尚、現在法人が所有している有価証券はありません。

#### （2）固定資産の減価償却の方法

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては旧定額法で行っています。  
平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したものについては定額法で行っています。

#### （3）引当金の計上基準

##### ①退職給付引当金

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会の実施する新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度において、法人の負担する掛金累計額を退職給付引当資産として同額の退職給付引当金を計上しています。

##### ②賞与引当金

法人の給与規程により、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を引当金として計上しています。

#### （4）消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式で行っています。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当はありません。

### 3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下の通りです。

#### ①社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入しています。

#### ②民間退職共済制度

新潟県社会福祉協議会の実施する新潟県民間社会福祉職員退職積立基金に加入しています。

#### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下の通りです。

- (1) 不動産貸付事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙 3⑩）及び、事業活動明細書（別紙 3⑪）は省略しています。

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当はありません。

#### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当はありません。

#### 7. 担保に供している資産

該当はありません。

#### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産は間接法で表記しているため省略します。

#### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当はありません。

#### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当はありません。

#### 11. 重要な後発事象

該当はありません。

#### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当はありません。